

府中市の国民健康保険について

令和 6 年 9 月

市 民 部

1 国民健康保険制度の動向

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや被用者保険等と比較し被保険者の所得水準が低く、保険税の確保が困難であることなどの構造的な問題から、厳しい財政運営となり、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填(以下、「赤字補填」といいます。)を行い運営しています。

これを解消し、国民健康保険制度の安定化、負担の公平化等を図り、将来にわたり国民皆保険制度を堅持することを目的として、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立しました。

平成30年4月から都道府県は、市区町村と共に国民健康保険の保険者となり、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に係る国民健康保険の運営において、中心的な役割を担い、市区町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定等、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担っています。

東京都は、都内市区町村の国民健康保険における事務の効率化・標準化・広域化を推進するため、平成29年12月に統一的な運営方針である東京都国民健康保険運営方針を定め、令和6年2月に改定されました。市区町村はこれに基づき、各市区町村で行う国民健康保険事業を運営しています。

東京都が財政運営の責任主体となったことに伴い、東京都は、東京都が行う国民健康保険事業に要する費用を、市区町村の医療費水準・所得水準等を反映し算出した国民健康保険事業費納付金として各市区町村から徴収します。今まで各市区町村で負担していた保険給付に要する費用は、保険給付費等交付金として、東京都から交付されます。

これらの制度改革の中で、赤字補填を行っている自治体は「国保財政健全化計画」を策定し、赤字補填額の削減・解消を計画的に行うよう国民健康保険財政の健全化の取組が求められています。

2 府中市における国民健康保険改革への対応（諮問の趣旨）

東京都国民健康保険運営方針において、保険者である東京都と市区町村が果たす役割として、国民健康保険財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るため、保険給付に見合った保険税率を設定し、保険税を徴収するとともに、重症化予防のための効果的な保健事業の展開、医療費通知やジェネリック医薬品の使用促進等を通じ、医療費の適正化に取り組むこととされています。また、赤字補填を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の住民にも負担を強いることになるため、赤字補填額の解消・削減について、計画的・段階的に取り組む必要があるとされています。

このことを踏まえ、府中市国保財政健全化計画を策定し、これに基づく

取り組みを実施しております。令和6年度は、保険税率等の見直しを検討する年度ではありませんが、令和6年度税制改正大綱にて、課税限度額の引き上げがなされたことから、本市の対応について、諮問するものです。

3 国民健康保険財政の健全化に向けた取組及び成果について

財政健全化に向けた取組や達成状況は次のようになっています。

(1) 医療費の適正化及び被保険者の健康保持・増進への取組

レセプト及び療養費の二次点検等を実施し、適正な保険給付を行います。また、令和5年度に策定した府中市国民健康保険保健事業実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導、ジェネリック医薬品差額通知事業、糖尿病性腎症重症化予防事業等の保健事業を実施することにより、被保険者の健康意識の向上及び健康保持・増進、医療費の適正化を図ります。

特に、保健事業においては、医師会とのさらなる連携の強化やSMSを活用した新たな事業の取組を実施し、将来的な医療費の適正化に努めています。

(2) 適正な課税及び収納率向上の取組

国民健康保険事業費納付金の原資となる保険税の課税とそのもととなる資格管理を適正に行うよう努めるとともに、現年課税分の徴収強化、滞納繰越分の圧縮、財産調査による徴収強化を行い、更なる収納率の向上を図ります。

(3) 赤字削減の達成状況について

「国保財政健全化計画」において、解消目標とされている赤字額と各年度の決算時点の赤字額は次のとおりです。

解消予定額	2, 7 2 9, 7 6 6 千円
平成30年度	2, 6 9 6, 9 7 2 千円
令和元年度	2, 3 2 2, 1 3 8 千円
令和2年度	2, 6 7 2, 9 5 7 千円
令和3年度	2, 4 6 6, 4 4 1 千円
令和4年度	2, 8 1 2, 1 3 9 千円
令和5年度	3, 3 9 7, 0 2 4 千円

4 国民健康保険税課税限度額の改定（案）

府中市国保財政健全化計画においては、令和6年度は保険税率等を検討する年度ではありませんが、課税限度額については国の定める課税限度額

まで引き上げを行います。改定案は次のとおりです。

【現行】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
保険税率	5.05%	1.64%	1.64%
均等割額	23,720 円	7,440 円	9,840 円
課税限度額	65 万円	22 万円	17 万円

【改定案】

課税限度額を次のとおり引き上げるものです。

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
保険税率	5.05% (±0.00p)	1.64% (±0.00p)	1.64% (±0.00p)
均等割額	23,720 円 (±0 円)	7,440 円 (±0 円)	9,840 円 (±0 円)
課税限度額	65 万円 (±0 万円)	24 万円 (+2 万円)	17 万円 (±0 円)

なお、この改正による影響は次のとおりです。

399世帯、7,277,000円（令和6年度当初課税時点での概算）